



2022年2月28日 第2022-14号  
 【発行】 J A M  
 【発行責任者】 中井寛哉  
 【編集】 総合政策グループ  
 TEL : 03-5860-6150  
 E-Mail : seisaku@jam-union.jp

## 令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

### 新型コロナウイルス関連・特例措置の延長6月30日まで

令和4年4月1日以降の休業等について申請を行う場合、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、業況特例の対象となるか業況の再確認を行うため、売上等の書類の再提出が必要になります。また、令和4年4月以降は毎月売上等の書類の再提出が必要になります。

### 特例措置の内容について

		令和4年	
		3月	4月～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合  
 特例対象外の場合は、段階的に助成金額が減額になります。

### 業況特例の対象となる事業主

生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。

※ 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

### <お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
 電話番号 : 0120-221-276  
 受付時間 : 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15